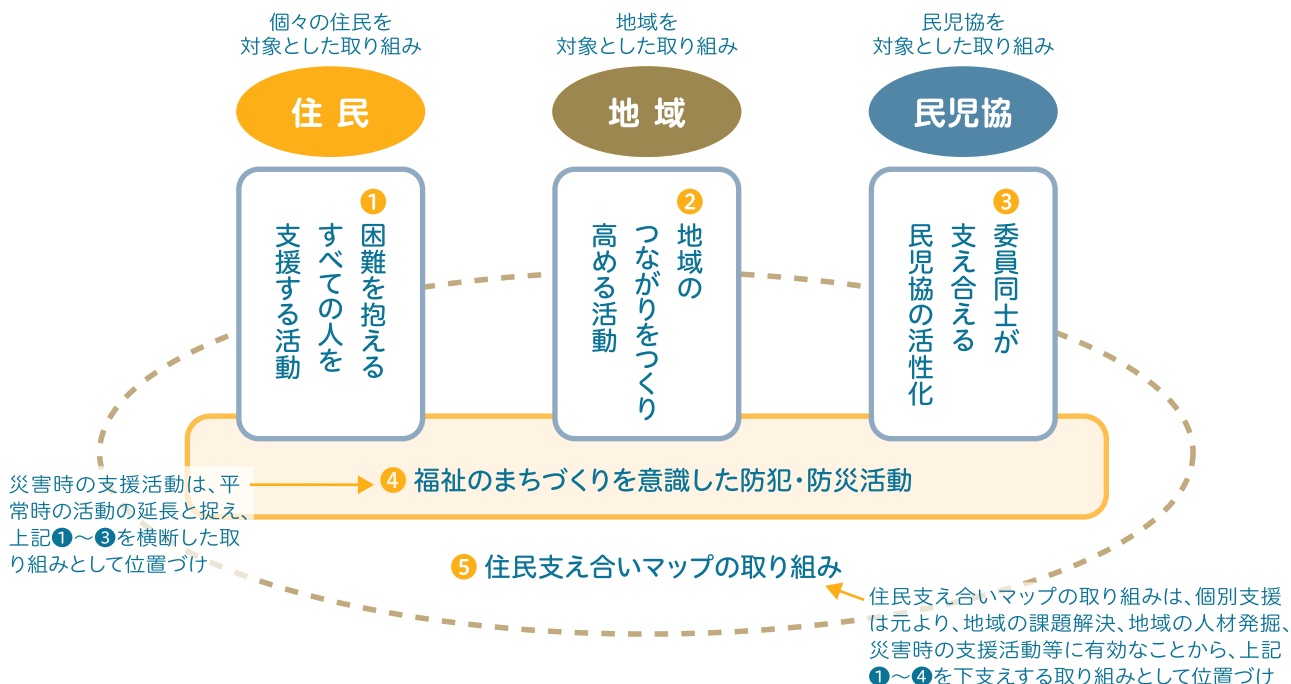


第3次北海道民生委員児童委員活動指針【概要版】

～民生委員制度創設101年目の新たな一歩～

北海道民生委員児童委員連盟では、民生委員制度100周年の節目に第3次北海道民生委員児童委員活動指針を策定しました。この活動指針は、本連盟が全道の民生委員児童委員および民児協に対して、民生委員児童委員を取り巻く環境や昨今の福祉課題を鑑み、これから取り組むべき、継続していくべき活動の方向性を示したものです。活動指針の内容のすべてに取り組むことは難しいと思いますので、あくまでもできる範囲で取り組んでいただくこととしています。



活動指針の重点

重点1

困難を抱えるすべての人を支援する活動

地域住民一人ひとりを個別的に捉え、「気になる人」を早期に発見し、地域住民や幅広く関係機関と連携することで、地域の中で自分らしい心豊かな生活が送れるよう支援します。

重点2

地域のつながりをつくり高める活動

地域の課題を顕在化して、各関係機関・団体との連携、地域住民同士のつながりによる課題解決を促進します。

重点3

委員同士が支え合える民児協の活性化

民生委員児童委員の活動の拠り所とも言える民児協の活性化や機能強化を図ることで、活動の基盤強化、委員候補者の発掘などを促進します。

重点4

福祉のまちづくりを意識した防犯・防災活動

災害に備える活動は日常的な活動の延長上にあるという認識のもと、民児協の内部体制づくりを促進するとともに、北海道警察と締結した「高齢者の安全対策に関する協定」に基づく地域防犯活動を展開します。

共通事項

住民支え合いマップの取り組み

民生委員活動を効率的効果的に進める手法としての「住民支え合いマップ」に取り組むことにより、気になる人の発見、地域課題の明確化、世話焼きさんの発掘など、地域の福祉力の向上を図ります。

重点 1

困難を抱えるすべての人を支援する活動

誰もが住み慣れた地域で心豊かな生活を送りたいと願います。しかしながら、地域にはさまざまな課題を抱えながら、助けを求めることができない人も少なくありません。民生委員児童委員は、地域住民に最も身近な相談相手です。住民の立場に立って、その人の暮らしを見つめ共に悩み、共に考える存在でもあります。

地域住民一人ひとりを個別的に捉え、「気になる人」を早期に発見し、地域住民や幅広く関係機関と連携することで、地域の中で自分らしい心豊かな生活が送れるよう支援しましょう。

(1) 子育てを応援する活動

【取り組み例】 ①学校・地域とのネットワークづくり ②「子育てサロン」などの居場所づくり
③関係機関との連携 ④見逃さない活動

(2) 障がい者を支援する活動

【取り組み例】 ①地域住民とともに生活環境改善 ②関係機関との連携、③制度理解と利用促進

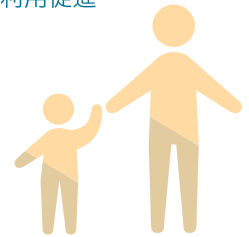
(3) 要介護高齢者を支援する活動

【取り組み例】 ①孤立死を防ぐ「見守りネットワーク」の支援 ②関係機関との連携
③認知症高齢者への支援 ④実態把握と相談支援

(4) ひきこもりや社会的孤立を見逃さない活動

【取り組み例】 ①実態調査の実施 ②自治会・町内会や趣味グループ等との情報交換
③訪問を拒否する要介護者等への対応の検討 ④住民支え合いマップの活用による把握

(5) 多様な人びとの人権の理解促進



重点 2

地域のつながりをつくり高める活動

地域の人間関係の希薄が指摘されている今日において、誰もが孤立せず、地域のなかで自分らしい生活を送ることができるようにするためには、地域の問題を自分事として捉え、人と人とのつながりを強化し、誰もが支え合える地域をつくり上げていくことが大切です。

地域の課題を顕在化して、各関係機関・団体との連携、地域住民同士のつながりによる問題解決を促進しましょう。

(1) 孤立を防ぎ地域の課題解決力を高める活動

【取り組み例】 ①地域の見守りネットワークの立ち上げ ②地域包括支援センター等相談機関や事業者との連携 ③ご近所福祉推進会議の開催と住民支え合いマップの活用

(2) 自治会・町内会との積極的な連携

【取り組み例】 ①自治会・町内会に「福祉部」設置を働きかけ ②「住民懇談会」の開催

(3) 社会福祉協議会との一層の連携・協働

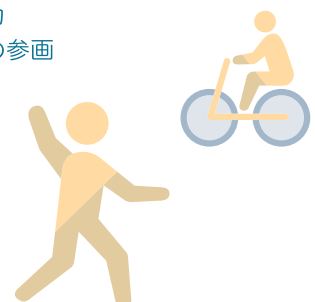
【取り組み例】 ①生活福祉資金貸付制度への協力 ②社協事業への積極的な協力
③社協ボランティアセンターとの連携 ④地域福祉実践計画への参画

(4) 社会福祉法人・社会福祉施設との積極的連携

【取り組み例】 ①社会福祉施設との連携による住民の生活課題の解決
②社会福祉法人による地域貢献活動の提案

(5) 地域に根差すさまざまな組織・団体との連携

【取り組み例】 ①関係組織・団体との協働による取り組み



重点 3

委員同士が支え合える民児協の活性化

制度創設100周年を迎えた民生委員制度は、短期間での退任者の増加やなり手不足、住民の認知度の低さ等、その活動はさまざまな今日的課題に直面しています。

こうした課題を解決するためにも、民生委員児童委員の活動の拠り所とも言える民児協の活性化や機能強化を図ることは重要ですので、活動の基盤強化、委員候補者の発掘などを促進しましょう。

(1) 民児協の活性化による民生委員児童委員への支援

【取り組み例】 ①支え合える定例会 ②全員参加と役割分担による活性化 ③新任委員を支える取り組み
④自主研修の定着化 ⑤個別支援、相談支援体制の整備 ⑥児童委員協議会の積極的な開催
⑦地域福祉計画、地域福祉実践計画策定への積極的な参画

(2) 民児協の中長期活動計画づくり

【計画づくりの流れ】 地域の実態把握 ⇒ 課題の明確化 ⇒ 計画の策定 ⇒ 計画の実践 ⇒ 実践の評価・検証

(3) 地域住民への積極的なPR活動の展開

【取り組み例】 ①広報紙によるPR ②民生委員・児童委員の日 活動強化週間でのPR ③資材の活用

(4) 共同募金への協力と民児協活動での活用

【取り組み例】 ①共同募金運動への協力と提案 ②共同募金助成金の活用

(5) 民生委員児童委員候補者の発掘

【取り組み例】 ①推薦準備会の組織化

(6) 児童委員協議会の開催と主任児童委員活動の促進

【取り組み例】 ①児童委員協議会の定例化 ②主任児童委員活動報告の定例化
③主任児童委員同士の研究協議の場づくり



重点 4

福祉のまちづくりを意識した防犯・防災活動

それぞれの地域において災害時要援護者支援の具体的な取り組みを進めていく際には、単位民児協を基本に、所属する民生委員児童委員全体の認識を共通化し、また行政や関係機関・団体との連携が大切です。

災害に備える活動は日常的な活動の延長上にあるという認識のもと、民児協の内部体制づくりを促進するとともに、北海道警察と締結した「高齢者の安全対策に関する協定」に基づく地域防犯活動を進めましょう。

(1) 要援護者の把握と関係者との協力による支援体制づくり

【取り組み例】 ①「要援護者台帳」、「災害福祉マップ」の整備 ②「要援護者台帳」の保管、活用方法の検討
③避難所や安全な避難ルートの事前確認 ④関係機関・団体との日常的なネットワークづくり

(2) 災害時要援護者の自助努力の支援や、地域住民の互助の取り組み促進

【取り組み例】 ①要援護者への情報提供 ②要援護者も参加する避難訓練、防災訓練の実施
③災害時における民生委員が担う役割を住民に周知

(3) 発災に備える民児協の内部体制づくり

【取り組み例】 ①発災時における初動の申し合わせ

(4) 北海道警察との協定に基づく安全対策の取り組み

【取り組み例】 ①高齢者世帯訪問による防犯・交通安全アドバイスや情報発信の実施
②警察官の立ち合いによる安否確認、③犯罪被害防止・交通安全に関する情報提供





気になる人(要援護者等)の発見や住民の支え合いの実態把握、地域の課題を明らかにする手法として、「住民支え合いマップ」の取り組みは非常に有効です。この取り組みは、道民児連が平成21年度から重点推進事業として取り組みを進めてきました。民生委員活動の負担軽減や新任委員への引継ぎ、委員同士のコミュニケーションの増加、自治会・町内会との連携強化等、さまざまな効果が期待できますので、取り組みを進めてみましょう。

1 住民の困りごとの発見と住民同士の支え合いによる解決の促進

住民支え合いマップの特徴として、地域住民の個別の困りごとや、その支え合いの実態が見えてくるメリットが挙げられます。要援護者の中には、困りごとがあってもなかなか表に出せない方もいます。また、地域には安否確認やおすそ分け等、民生委員児童委員が把握していない支え合いも存在します。そのような住民の困りごとと地域住民を結び付け、住民が主体となった支え合いの地域づくりに取り組みましょう。

2 地域課題の明確化と住民による解決の支援

住民支え合いマップを作成すると、買い物に不便している、食事の支度ができていない高齢者など、地域における共通の課題が見えてきます。その課題に対して、関係機関がどのような対応をしているのか、住みづらさの問題や、豊かに生きられる場所なのかといった地域の状況も調べることになります。しかしながら、明らかになった課題の解決に向けた取り組みを民生委員児童委員一人が進めることが非常に困難です。

民生委員児童委員は、支え合いマップ作成の過程で明らかになった地域課題を、地域住民と共有し住民による課題解決の後方支援に回しましょう。

3 世話焼きさんの発掘によるなり手不足の解消

住民支え合いマップの取り組みを進めると、必ずと言って良いほど“世話焼きさん”の存在が見えてきます。自ら主体的に困りごとを抱える要援護者等のお世話を焼いてくれるという意味では、とても貴重な社会資源です。一方で、近年、民生委員児童委員のなり手不足という大きな課題を抱えています。各市町村において、民生委員児童委員の推薦形態は異なりますが、約23%の委員が後任候補を探して選任する実態があります。

これらのことから、地域の世話焼きさんは次代の民生委員候補者になりうる方々ですので、日常的な連携を深め、自身の退任後に民生委員児童委員をお願いする雰囲気づくりに努めましょう。

民生委員児童委員に期待されているもの (全民児連100周年活動強化方策より)

全国民生委員児童委員連合会が示した「100周年活動強化方策」のなかでは、これからの民生委員児童委員に期待されるものを以下のとおり整理しています。

- (1) 変わらぬ住民の身近な相談相手、見守り役としての活動
- (2) 地域の福祉課題を明らかにしていくこと
- (3) 児童委員であることを意識した活動
- (4) 多様な関係者をつなぐ「結節点(ハブ)」となること
- (5) 住民や地域の代弁者としての積極的な意見具申、提言
- (6) 地域づくりの担い手となること

この活動指針の詳細は、
本連盟ホームページにアップロードしています。

<http://www.dominjiren.or.jp/>

公益財団法人 北海道民生委員児童委員連盟

〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目1番地 かでる2.7 4階
TEL 011-261-2181・FAX 011-261-3081